

区民の皆様へお知らせ

長期間にわたって、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐためのさまざまな取り組みにご理解とご協力をいただいておりますことに改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス第6波の感染状況は下降傾向になってまいりましたが未だ徹底した感染防止が求められ、現状から考えると行事を開催できる時期ではないと判断せざるを得ません。

この感染症を正しく理解し、安心な日常生活と一日も早い活気ある活動を取り戻せるよう、区も協議検討をしてまいりますので何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

岩崎区長 堀之内 秀紀

令和4年度次に予定されていた行事は「中止」となりました。

☆ 岩崎観音様の祭礼 *区役員・各地区信徒総代にて神事のみ執り行います。

月 日 ~~令和4年8月17日(水)~~

場所・時間 ~~岩崎西観音様祭礼 午前9時より(神明社前)~~

~~岩崎東観音様祭礼 午前10時より(慈眼寺)~~

☆ 盆おどり大会 *関連行事等も中止

日 時 ~~令和4年8月17日(水)~~

~~午後6時30分～9時30分~~

場 所 岩崎公民館駐車場

岩崎囃子太鼓(岩崎囃子太鼓保存会)

~~慈眼寺(観音様)境内にて 午後5時30分より~~

~~盆踊り会場にて 午後7時00分より~~

鳴子踊り(岩崎城華連)

~~盆踊り会場にて 午後7時40分より~~

☆ 岩崎こども相撲大会 *関連行事等も中止

日 時 ~~令和4年9月19日(月・祝)~~

場 所 岩崎神明社境内

区行事については実施できない異例の状況下ではありますが、感染状況を注視しつつ、各委員会のできる事を考え活動しております。
今年度が始まり3カ月ではありますが、現時点での活動状況をご報告させていただきます。

【総務委員会】

令和3年6月に区内の魅力や活動などの情報をお知らせできるツールとして「日進市岩崎区ホームページ」をウェブサイト開設をしてから約1年が経過しました。

この間ホームページ管理・運用していくための技術的作業の見直しや日常生活における話題や行事情報をお届する方法などを検討してきました。

そして、この度システム変更・修正を行い、トップページ（ホーム）を一新する事で、多数の情報が掲載でき、タイムリーにお届けできるリニューアルしたホームページにいたしました。

今後も掲載内容を充実し、より親しみやすい地域のホームページになるよう委員会一同取り組んでいきますので、よろしくお願ひします。

**区のホームページがリニューアルされました。
「日進市岩崎区ホームページ」で
アドレス: <https://www.iwasakiku.info/>
検索してみてください。**

【安心安全委員会】

近年、全国的に「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識が芽生え、パトロールなどの防犯活動が活発に行われるようになってきました。

ここ岩崎区においても、地域の連帯感が醸成され、犯罪抑止機能向上の目的で令和3年10月1日に岩崎区区会議員安心安全委員会のメンバーが主体となり「岩崎区防犯パトロール隊」を設立しました。

その後、日進市から自主防犯活動団体としての委嘱を受け、愛知県警察本部から青色回転装備車での自主防犯パトロールを実施することのできる団体証明をいただき、令和4年1月からは市所有の青パトを借用し、月2回午後1時～午後2時30分ごろまで、広報を流しながらパトロールを実施しています。



**防 犯
特別警戒中
岩崎防犯パトロール隊**



回覧

岩崎区民の皆様へ

岩崎区長

市防災交通課より、くるりんばす改正の基本方針についての意見収集の依頼がありました。回覧内の「くるりんばす改正の基本方針」についてご意見がありましたら、下記のとおり提出してください。

記

1 期 日 令和4年7月22日（金）

2 提出先 岩崎公民館

※様式は自由です。

※PC・スマートフォンをご利用になれる方は、下記から市に直接意見提出をお願いします。

e あいち 日進市電子申請・届出システム	
2次元コード	URL
	https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-nisshin-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=51215 問合せ先 : 日進市役所 防災交通課 移動政策室 TEL 0561-73-3249 (直通)

くるりんばす路線改正の基本方針

今年度策定した「日進市地域公共交通計画」に基づき、くるりんばす改正を行う上での基本方針を定めます。

◎くるりんばす路線改正にあたっての運行目的

- 市民の生活の足としての移動手手段の確保
朝夕は主に通勤や通学に、昼間帯は主に市民の買い物・通院等に対応します。
- 市民の社会参加、市民同士の交流の促進
生きがいをもって暮らせるまちを目指して、社会参加・交流を促進します。
- 環境負荷の低減の推進
自家用車での移動に比べて環境負荷の少ない乗合バスの利用を推進します。
- 公共交通空白地帯における交通利便性の確保
民間の公共交通の利用が難しい地域における交通手段として確保します。

◎路線改正の基本方針

(1) 路線

1. 利用実態を踏まえた路線とします
2. 民間路線バス等との連携・調和を考慮した路線とします
3. 各路線は、双方向性を持った運行をします
4. 各地区から中心拠点並びに鉄軌道若しくは幹線交通を結びます
5. 1路線の運行時間は、片道45分以内を基本とします
6. 朝夕の時間帯は、駅への速達性や幹線機能を優先します
7. 昼間帯は、各地区をきめ細やかに運行することを優先します
8. 1回の乗換で市内を移動できる路線とします

(2) 停留所

1. 停留所は、概ね300m間隔での設置を基本とします
2. 路線の効率性を前提としつつ、可能な限り地域の要望や意見を反映します
3. 障害者・高齢者が安全に乗降を行えることを考慮した位置の検討・調整を行います

(3) ダイヤ設定

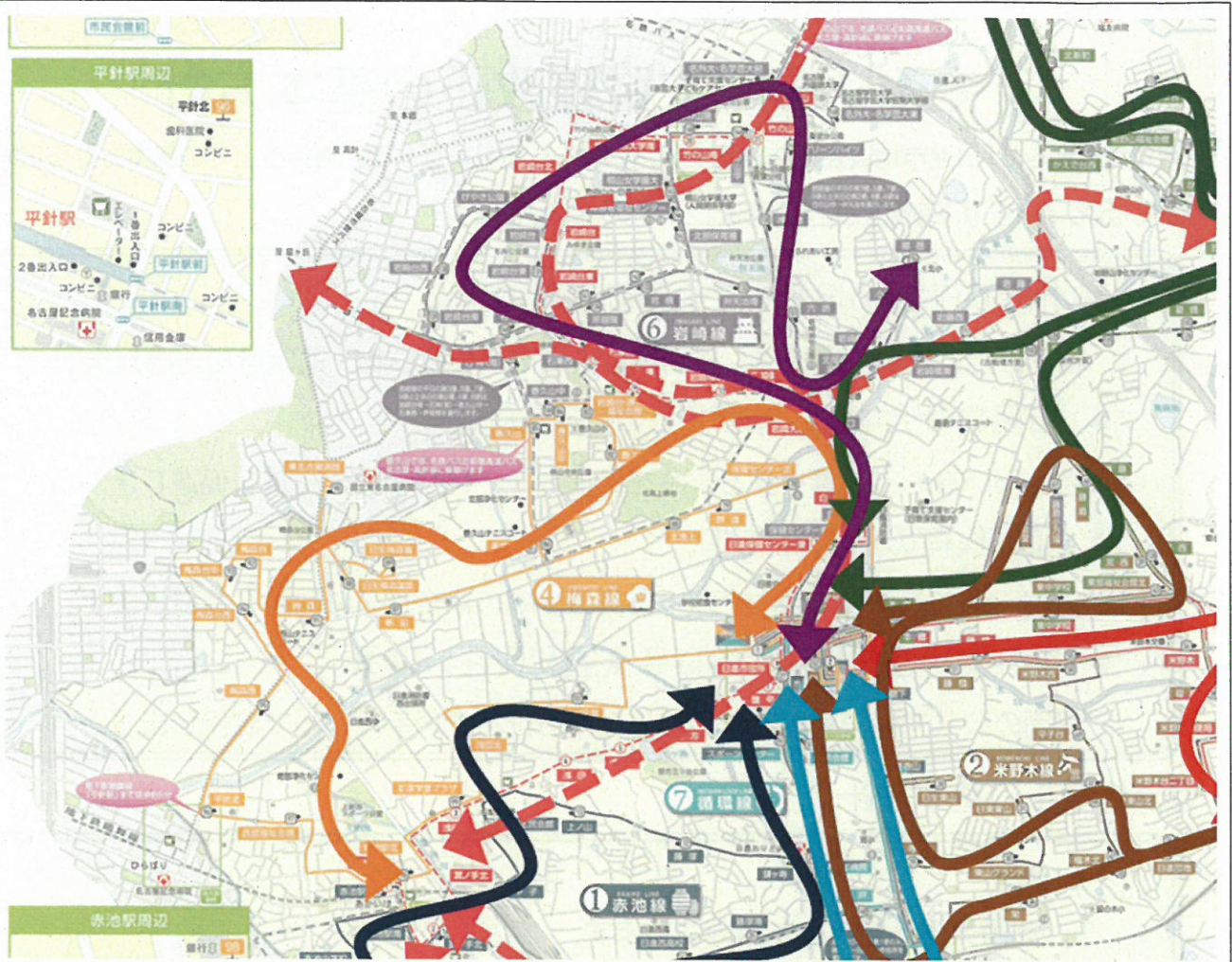
1. 定時性を確保したダイヤ設定とします
2. 安全な運行を確保したダイヤ設定とします
3. 利用実態を考慮した、効率的なダイヤ設定とします
4. 1時間に1本のダイヤ設定を基本とします

(4) 料金体系

1. 原則として適正な受益者負担率による料金体系とします
2. 障害者・高齢者・子ども等に配慮した料金体系とします
3. 乗継や高頻度の利用に配慮した料金体系とします
4. 引き続き、交通系ICカードの利用による利便性を確保します

路線改正案の一例（表面の方針を元に描いたもので、必ずしもこの通りになるものではありません）

昼間帯の路線イメージ



朝夕便の路線イメージ

